

中小企業・SDGs ビジネス支援事業 2024年度公示に向けたご案内

1. スケジュール(予定)

公 示 日:2024年9月2日(月)

提案提出締切:2024年9月30日(月)正午*

採否結果通知:2024年12月下旬

*提案提出締切日までに専用ウェブサイトからご応募ください。専用ウェブサイトは公示日に公開される募集要項にてご案内します。

2. 募集内容

2024年度公示においては、「ニーズ確認調査」及び「ビジネス化実証事業」を募集します。詳細は本年5月23日に実施した2024年度募集に向けた説明会([URL](#))及び公示日に公開される募集要項をご確認ください。

(1) 調査メニューの特徴

① ニーズ確認調査

調査概要	対象国の基礎情報を収集し、開発途上国ニーズ、顧客ニーズと自社製品/サービスとの適合性を分析し、競争優位性を含めた初期的なビジネスモデル(市場規模の把握、顧客の特定、流通チャネル等)を検証する。
想定企業	対象国の基礎情報を収集の上、ビジネス環境を整理しながら、自社のビジネスモデルを検証したい企業。
調査期間/経費	上限12か月/1,500万円
対象企業	中小企業/中堅企業、非営利法人、中小企業団体

② ビジネス化実証事業

調査概要	製品/サービスに対する顧客の受容性、現地パートナーの候補を含むビジネスモデル策定に関連する調査を通じ、収益性の検証と製品/サービス提供体制・オペレーションの構築、ビジネスプラン(事業計画)を策定する。
想定企業	対象国における提案製品・技術にかかる規制や社会環境について調査済みであり、バリュープロポジション(顧客が自社の製品・サービスを選ぶ理由)や受容可能な価格帯を把握している企業。
調査期間/経費	上限2年6か月/4,000万円
対象企業	中小企業/中堅企業/大企業、非営利法人、中小企業団体

中 小 企 業: 中小企業基本法 第2条第1項~4項のいずれかに該当する企業

ソフトウェア業又は情報処理サービス業は中小企業支援法施行令第1条に該当する企業

中 堅 企 業: 常時使用する従業員の数が2,000人以下の企業等(中小企業者を除く)

非 営 利 法 人: 社団法人、学校法人、医療法人、NGO、NPO等

中小企業団体: 事業協同組合、事業協同小組合、企業組合、協同組合、商工組合

(2) 応募資格要件

日本で施行されている法令に基づき登記されている法人が対象となります。また、応募に当たっては、JICA が定める財務指標に該当しないことや環境社会に重大な影響を及ぼさないこと等、応募資格要件がありますので、必ず公示日に公開される募集要項をご確認ください。

(3) スタートアップ企業の応募

①設立 15 年以下、②未上場、③スタートアップ企業向け外部資金の獲得額が 500 万円以上※の全てを満たす企業からの応募を、「スタートアップ企業からの応募」として扱います。スタートアップ企業からの応募については、販売実績や財務要件といった一部の応募資格要件を緩和します。

※ベンチャーキャピタルからの投資実績、公的機関からのスタートアップにかかる助成金や委託事業等の合算

(4) 地域金融機関連携案件

提案法人と地域金融機関が連携して海外展開を検討・調査することで、途上国の課題を解決する SDGs ビジネスの実現性を高めるとともに、地域活性化に一層資することを目的とし、提案法人と取引のある地域金融機関(地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合)に所属する人材が参画する提案について、2023 年度公示に引き続き募集します。地域金融機関所属の業務従事者が担う役割とその目的を明確にした上で、当該業務従事者の旅費を上限額に上乗せして計上可能です。

(5) 応募勸奨分野・課題

2023年 6 月に改定された開発協力大綱では、民間企業など様々な主体との共創による開発協力を推進することが明記されました。本公示では、「質の高い成長」の実現や地球規模課題を解決するため、DX に資する提案、気候変動対策に係る高い開発効果が見込まれる提案、アフリカ各国を対象とした提案についても、応募を強く勸奨します。また、JICA グローバルアジェンダ([URL](#))との親和性が高い案件についても、応募を勸奨します。

- デジタルトランスフォーメーション(DX)(デジタル技術やデータに基づく価値創出による課題解決の実現)に資する提案
- 世界共通の課題である気候変動対策を推進するため、温室効果ガスの排出削減・吸収増進(緩和策)や気候変動に対して強靱な社会を作る(適応策)に貢献する提案
- 2025 年 8 月に開催される第9回アフリカ開発会議(TICAD9)に向け、アフリカ(北アフリカを含む)諸国を対象とした提案
- 本年 7 月に開催された第 10 回太平洋・島サミット(PALM10)を踏まえた太平洋島嶼地域の安定と繁栄に資する提案
- 本邦企業が開発した科学技術を活用した提案

(6) 対象国

JICA の在外拠点(在外事務所及び支所)が設置されている ODA 対象国を対象とすることを原則とします。なお、安全管理上の理由から、ベネズエラは対象国から除外します。また、対象国であっても、応募時点で外務省海外安全情報(危険情報)([URL](#))において「レベル 3」及び「レベル 4」と指定されている国又は地域、JICA 安全対策措置([URL](#))において「渡航禁止」とされている国又は地域は、本事業の対象外となります。

※ミャンマーを対象国とした応募につきましては、情勢が刻一刻と変わっていることを踏まえ、応募を検討されている場合はお近くの JICA お問合せ窓口([URL](#))へ公示前までにご相談ください。

3. 応募に関する参考情報

(1) 説明会及び各種セミナー情報

募集に向けた説明会を 2024 年 5 月 23 日に開催しました。同説明会の動画や記載ガイド付きの企画書(案)[※]、調査経費関連の説明資料も公開しています。また、応募に向けた各セミナーもありますので、説明会・イベント・セミナー情報([URL](#))を是非ご確認ください。

[※]企画書は変更される場合があります。必ず公示日に公開される募集要項附属書類の企画書を用いて応募ください。

- 2024 年度公示応募に向けた説明会アーカイブ
- 中小企業・SDGs ビジネス支援事業のご応募を検討される企業様向けオンライン研修

(2) 個別相談

応募前の事前コンサルテーションが可能です。お近くの JICA お問合せ窓口([URL](#))へ是非ご相談ください。なお、事前コンサルテーションのお申込みは 2024 年 8 月 21 日までとなります。お早めにご相談ください(コンサルテーションは2024年8月30日までの日程で調整します)。公示日(2024年9月2日を予定)以降、本公示への応募を予定されている個別案件に関するコンサルテーションは、選定の公平を確保するため不可となりますが、募集要項等の公示に係るお問合せは 2024 年 9 月 25 日まで受け付けます。

以上